

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成 7 年 4 月から 10 年 3 月まで

私は、ねんきん特別便が届いたことを契機に、年金相談も兼ねて平成 20 年 4 月頃から同年 11 月頃まで合計 5、6 回程度、A 社会保険事務所（当時）に出向いたところ、申立期間②の国民年金保険料が未納と記録されていたことが判明したことから、最後の訪問時に申立期間②の保険料を納付した証拠となる領収書の原本を窓口で渡したので、記録訂正されているものと思っていた。しかし、その後、22 年 1 月に届いたねんきん定期便で、申立期間②の記録が訂正されていないことが分かったので、B 年金事務所に確認したところ、提出したはずの領収書を紛失されたばかりでなく、20 年 4 月から同年 12 月までに提出した私の年金相談受付票（相談窓口来所時に提出するもの）も見当たらないことから、私が当時の事務所に出向いた痕跡すら無いと言われたことを覚えている。申立期間②が未納となっているのは納得がいかない。また、申立期間①についても納付していたと思う。申立期間①及び②の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 58 年 5 月から同年 8 月までの間に払い出され、同時期に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立期間①は 3 か月と短期間であり、その直後は納付済みである

上、当時生計を同一にしていた申立人の父も納付済みであることを踏まえると、申立期間①の保険料は納付していたものと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、「申立期間②の保険料を母の分の保険料と一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立期間②以前の平成5年4月から同年6月までの期間及び同年7月から7年3月までの期間は、申立人とその母との保険料納付年月日が同一であることがオンライン記録により確認できるが、申立人の母は、申立期間②当時は既に60歳に到達し保険料を納付していないことから、申立人の記憶は申立期間②以前のものであると考えられる。

また、申立期間②前後の保険料について、平成5年6月まではおおむね現年度納付されているが、同年7月から6年3月までの保険料は7年8月31日に、6年4月から7年3月までの保険料は同年5月8日に、それぞれ過年度納付されており、10年4月から13年3月までは申請免除となっている。

さらに、申立期間②の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない上、申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、「平成20年4月頃から同年11月頃まで合計5、6回程度、A社会保険事務所を訪問し、最後の訪問時に提出した申立期間②の保険料の領収書の原本を紛失された。」と主張しているが、B年金事務所は、領収書の原本を預かることはなく、原本はコピーしてその場で返却するという指導になっているとしている上、申立人が社会保険事務所（当時）訪問時に記入したとする20年4月頃から同年11月頃までの年金相談受付票は見当たらないとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで

私 (妻) は昭和 52 年 10 月に結婚して以降、夫婦及び義母の 3 人分の国民年金保険料を、いつもは A 銀行 B 支店又は C 信用金庫 (現在は、D 信用金庫) 本店で納付していたが、申立期間の保険料については、義母から保険料を渡され、A 銀行 E 支店で夫婦二人分を納付した。夫婦二人分とも、申立期間の保険料が未納とされていたが、私については、昨年の年金記録確認 F 地方第三者委員会で同期間の保険料の納付が認められており、夫についても同様に納付を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の大部分の国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法等について具体的に申述している上、申立期間は 3 か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

なお、申立人夫婦及び申立人の母の 3 人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、同一申立期間について、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われ、同年 5 月 10 日に納付記録が追加されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私が20歳になった直後の昭和41年1月19日に、父がA市役所の窓口で私の国民年金の加入手続きを行い、同年1月以降の国民年金保険料を全期間前納しているはずであり、58年7月2日に国民年金の被保険者資格が喪失されたとして、申立期間が未加入期間となり、みなし免除期間になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書によると、昭和41年1月19日に、60歳に到達する前月までの全期間の国民年金保険料が前納されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、「S52. 8～80. 11 まで. みなし免除期間」の記載があることから、申立人は、将来の全ての保険料を前納したものの、当該保険料は、先に到来する月の分から充当され、更に保険料額の改定に伴い幾度か差額保険料を納付したものの、納付すべき保険料額に満たなかった被保険者期間については保険料免除期間となる「みなし免除期間」とされたものと推認できる。

このため、仮に、申立期間の保険料を納付しなかった場合においても、当該期間は「みなし免除期間」として、定額納付した場合の3分の1の老齢基礎年金の給付が受けられることから、申立人が申立期間についてのみ国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失するのは不自然である上、B市の申立人の国民年金被保険者名簿には、「みなし免除期間」の記載は無く、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和58年4月から同年6月ま

での納付記録が、平成 24 年 3 月 2 日に「未納」から「みなし免除」に変更されているなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私は、結婚を契機に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は付加保険料も含めて継続して納付していたが、申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることは納得できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたと述べているところ、申立人の特殊台帳には、昭和50年10月に国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付の申出が行われたことの記載があり、申立期間前後の保険料は付加保険料を含めて納付していることが確認できる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は申立期間以降に未納は無く、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間の保険料は前後の期間と同様に付加保険料を含めて納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年2月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、5年2月から同年7月までは36万円、同年8月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月1日から8年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、6年10月及び同年11月は38万円、同年12月及び7年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、8年1月は44万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は44万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から10年8月1日まで

私は、昭和59年4月1日から平成15年4月30日までA社に勤務したが、ねんきん定期便に同封されていた厚生年金保険の月別状況を確認したところ、全ての申立期間において、標準報酬月額が、給与支給明細書の金額と相違し、そのうち、5年2月1日から8年10月1日までの

期間は厚生年金保険料納付額も相違しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、平成5年2月から同年7月までは36万円、同年8月から6年9月までは44万円となっていたところ、同年4月20日付けで、5年8月1日の随時改定（標準報酬月額44万円）を取り消した上、同年2月1日に遡及して、同年2月から同年7月までの標準報酬月額を28万円に訂正しており、当該標準報酬月額が、6年9月まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所に勤務していた複数の元同僚については、平成6年4月20日及び同年4月21日付けで、申立人と同様に標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所が加入しているB健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額は、平成5年2月から同年7月までは36万円、同年8月から6年9月までは44万円となっており、当該記録は訂正前のオンライン記録と一致している。

加えて、申立期間①当時の標準報酬月額の取扱いについて、当該事業所は、「当時の資料は既に処分しており不明。」と回答しているが、申立期間①当時の事業主は、厚生年金保険料を滞納していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年2月から同年7月までは36万円、同年8月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成6年10月から8年4月までの期間及び同年6月から同年9月までの標準報酬月額について、申立人か

ら提出された給与支給明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、6年10月及び同年11月は38万円、同年12月及び7年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月は36万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は41万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、8年1月は44万円、同年2月及び同年3月は38万円、同年4月は44万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は41万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成8年5月の標準報酬月額について、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間③について、申立人は、申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人から提出された給与支給明細書で確認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額に一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和43年4月1日に入社し、平成19年3月31日に退職するまで、途中、転勤はあったものの継続して勤務していた。しかし、厚生労働省の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年3月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は19万円、18年6月9日は15万8,000円、同年12月11日は20万円、19年6月11日は19万円、同年12月10日は25万円、20年6月10日は18万円、同年12月10日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年6月9日
③ 平成18年12月11日
④ 平成19年6月11日
⑤ 平成19年12月10日
⑥ 平成20年6月10日
⑦ 平成20年12月10日

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。所得税源泉徴収簿及び賞与明細書を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された平成17年分から19年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに20年6月分及び同年12月分の賞与明細書において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、17年12月9日は19万円、18年6月9日は15万8,000円、同年12月11日は20万円、19年6月11日は19万円、同年12月10日は25万円、20年6月10日は18万円、同年12月10日は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4656 (事案 4295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、41万円であると認められることから、申立人のA社における標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月1日から60年6月21日まで

私は、A社に昭和59年9月1日から60年6月20日までB(役職)として勤務していた。私自身がC(業務)及びD(業務)の責任者であったが、給与が下がったことは無いのに、59年12月から60年5月までの標準報酬月額が大幅に減額されていることは納得できない。資料として昭和60年度国民健康保険税変更通知書を提出するので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は昭和59年12月より41万円から17万円に改定されていることが確認できるところ、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないこと、ii) 申立人と同時期に標準報酬月額が減額となっている元同僚からは、保険料の控除について具体的な供述は得られない上、同被保険者名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらないこと、iii) 申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料として提出さ

れた昭和 60 年度国民健康保険税変更通知書により、申立人の昭和 59 年の総所得金額が確認できる上、申立人は同年の所得は給与所得のみであったと供述していることから、当該総所得金額により推認できる同年中の給与支給額に基づき給与支給月額を算出したところ、申立人は賞与を含めて 59 万円以上の給与を当該事業所から支給されていたものと考えられる。

また、昭和 59 年 10 月に健康保険の標準報酬月額の等級区分が改定され、上限が 47 万円から 71 万円になったことに伴い、申立人の健康保険の標準報酬月額は、上記被保険者名簿において、同年 9 月 1 日付けで被保険者資格を取得した際に決定された 47 万円から 53 万円に職権により改定されていることが確認できることから、申立人が被保険者資格を取得した際に事業主が届け出た報酬月額は、51 万 5,000 円以上、54 万 5,000 円未満であったものと認められる。

さらに、標準報酬月額の改定については、厚生年金保険法において、継続した 3 か月間に受けた報酬の総額を 3 で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができることと定められているところ、昭和 59 年 12 月の標準報酬月額の改定に該当するには 3 か月前の同年 9 月の報酬月額から固定的賃金の減額が生じたものと考えられる一方、同年 9 月は申立人が被保険者資格を取得した月であり、申立人は、給与は月給制であったと供述していることを踏まえると、この場合、標準報酬月額は資格取得時の報酬月額の訂正処理を行うことが妥当と考えられることから、同年 12 月の標準報酬月額の改定処理には不自然さがうかがえる。

加えて、当該改定処理の適否について、年金事務所は、「届書等の関係資料が無く、詳しく判断できない。」と回答しており、標準報酬月額の改定要件に照らし合理的な説明はできないこと、及び前述のとおり申立人の申立期間直前の 3 か月間における報酬月額の減額は認められないことを考え合わせると、当該改定処理は適正に行われたものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該改定処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社に係る被保険者資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月14日から同年4月13日まで
私の夫は、A社に昭和28年4月1日に入社し、平成4年1月末日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して加入記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社D支店の元同僚は、「申立人は、昭和42年4月13日にC支店からD支店に転勤してきた。」と供述していることから、同年4月13日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4658

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）C支店における資格喪失日及び同事業所D支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月18日から同年4月1日まで

私は、昭和42年3月、A事業所C支店から同事業所D支店に転勤し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の職員原簿の在職履歴及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和42年3月18日に同事業所C支店から同事業所D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所D支店における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立期間の保険料は継続して納付済みであったと考えている。」と主張しているが、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年10月までの期間及び10年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から8年10月まで
② 平成10年4月から11年3月まで

私は、60歳到達後も間を空けることなく国民年金に任意加入し、引き続き国民年金保険料を納付したのに、平成6年4月から8年10月までの期間が未加入とされ、10年4月から11年3月までの期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達時に国民年金に任意加入し、引き続き国民年金保険料を納付したと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、60歳に到達した平成6年*月*日に国民年金被保険者資格を喪失し、8年11月13日に任意加入により被保険者資格を取得したことが確認でき、オンライン記録とも一致しており、申立期間①は、国民年金に未加入の期間である上、申立人の所持する平成8年度国民年金保険料領収証書には、申立期間①直後の平成8年11月から9年3月までの各月の欄に領収済印が押されている一方、申立期間①に係る8年4月から同年10月までの各月の欄に領収済印は無く、申立人が申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4276

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年6月まで

私は、結婚を契機に国民年金の保険料を36か月分遡って納付した。このうち、申立期間の保険料について還付されたことになっているが、還付を受けた記憶は無く、当時の領収証書もあるので、申立期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金保険料の「納付書・領収証書」から、昭和55年1月から同年9月までの間に6回にわたって、43年1月から45年6月までの保険料を第3回特例納付により納付していること、及び54年12月に、52年10月から53年3月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できる。

しかし、申立人が提出した「納付書・領収証書」のうち、第3回特例納付に係るものは、「納期限昭和55年6月30日まで」と押印されているところ、44年9月から45年1月までの保険料の納付書・領収証書には55年7月21日の領収印が押され、また、45年2月から同年6月までの保険料の納付書・領収証書には55年9月10日の領収印が押されており、いずれも第3回特例納付の納期限後に納付されていることが確認できる。

また、申立人の特殊台帳には、昭和43年1月から44年8月までの保険料を第3回特例納付により納付している旨が記載されており、一方、44年9月から45年1月までの保険料が55年7月24日に、45年2月から同年6月までの保険料が55年9月17日に、それぞれ2万円ずつ還付された旨記載されており、また、銀行で保険料領収後3日から1週間以内に還付の事前決定がなされていることも確認でき、この記載内容に不自然さは無

く、充当されるべき未納期間も無いことから、申立期間の保険料は、記録どおりに還付されたものと考えるのが自然である上、ほかに申立期間の保険料が還付されていなかったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの期間及び45年4月から46年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年5月まで

私は、65歳からの年金受給の手続きを覚えてもらうため、今年の1月にA年金事務所に出向いたが、そのときに旧姓で統合されていない国民年金の記録があることが判明し、昭和43年4月から46年5月までの国民年金の加入期間及び昭和44年度の国民年金保険料の納付記録が追加された。おそらく、当時、父が私のために国民年金の加入手続き及び保険料納付をしてくれていたものと認識している。しかし、この記録について改めて考えると、私の加入手続きだけ行い、約1年後の44年度から保険料を納付していることになるが、当時、金銭的に余裕のあった父が、加入当初から私の保険料を納付していないのは不自然な感じがするので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されており、申立人の最初の国民年金の加入手続きは、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和43年7月頃に行われ、申立人が、「父が私のために加入手続き及び国民年金保険料納付をしてくれていたものと認識している。」とする当該加入手続きは、このときの手続きであると推認できるところ、申立期間①及び②に挟まれた昭和44年度の保険料は、申立人及びその父母の3人が共に納付済みとなっており、当該保険料が一緒に納付されていたと考えても特段の不自然さは無い。

一方、申立人の父母の申立期間①及び②に係る保険料は、第2回特例納

付制度により納付済みと記録されていることから、少なくとも第2回特例納付制度が開始された昭和49年1月より前までは、申立人の父母の申立期間①及び②に係る保険料は未納であったと考えられる。

また、申立人の特殊台帳及び特例納付者リストは無く、申立人が特例納付したことを示す資料は確認できず、申立人が特例納付により納付した形跡は見当たらない上、第2回特例納付制度が開始された昭和49年1月時点において、申立人は、既に婚姻後2年半以上経過し別世帯となっていたことが確認できる。

さらに、申立期間①及び②当時同居していたとする申立人の弟及び申立人の妹は、20歳以降の申立期間②に係る保険料が共に未納であることが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立人の父が、申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、加入手続及び保険料納付には直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父母は、共に既に死亡しており、加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から59年3月まで

私は、20歳になったときはまだ大学生であったため、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料も納めてくれた。私が大学を卒業した後も、私の収入が安定するまで母が保険料を納めてくれたが、国民年金被保険者資格取得時の昭和53年1月から59年3月までの保険料が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の記載から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月に払い出されたことが推認でき、同時点で、申立期間のうち53年1月から56年12月までの国民年金保険料は時効により納付できない。

また、上記被保険者名簿及び国民年金保険料検認カードにおいて、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付には直接関与しておらず、これらを行ったとするその母は既に死亡していることから、保険料納付の状況について確認することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4279

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年6月まで

私は、結婚した後に、独身時代は国民年金に未加入だったことに気が付き、夫に、昭和53年2月28日にA区役所B出張所（当時）で国民年金の加入手続を行ってもらった。その際、47年4月に遡って約7万円の国民年金保険料を納付してもらったが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

また、平成23年11月に年金事務所の調査により、昭和48年4月から51年6月までの期間は、厚生年金保険被保険者であったことが判明したので、当該期間に納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和53年2月28日に国民年金の加入手続を行い、47年4月からの国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、52年11月頃に行われたものと推認できることから、同時点において、申立期間のうち過半に当たる50年9月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間である上、時効となった保険料を納付可能とする特例納付は実施されていない。

また、申立人の特殊台帳の資格記録欄には、昭和47年4月24日に国民年金の被保険者資格を取得し、48年4月1日に被保険者資格を喪失した後、51年7月1日に再度被保険者資格を取得したことが記載されており、48年4月から51年6月までの期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できる。その後、48年4月1日の資格喪失及び51年7月1日

の資格再取得の記録は削除されていることが確認できるものの、削除前の資格記録による未加入期間は、平成23年11月に年金事務所の調査において確認された申立人の厚生年金保険被保険者期間とおおむね一致しており、国民年金の加入手続を行った際、昭和48年4月から51年6月までの期間において、申立人が厚生年金保険被保険者であったことを踏まえて、国民年金の資格取得及び資格喪失の処理が行われたものと推認されることから、加入時において、申立期間のうち48年4月から51年6月までの期間の保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から56年5月までの期間及び57年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から56年5月まで
② 昭和57年6月から同年10月まで

私の年金手帳には、昭和54年12月から56年5月までの期間について、国民年金被保険者であることが記載されており、私は、この期間はA市にあったB社に勤務し、当該事業所において、給与から国民年金保険料を控除されていたはずである。また、57年6月から同年10月までの期間についても、年金手帳には国民年金被保険者であることが記載されており、記憶は定かではないが、この期間はA市の別の事業所に勤務しており、給与から国民年金保険料を控除されていたはずである。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和58年1月28日に社会保険事務所（当時）からC郡D町に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃から同年10月頃までに行われ、54年12月24日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、制度上、申立期間①及び②同時に国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、申立期間①に勤務していた事業所において、給与から国民年金保険料を控除されていたはずであると主張しているが、B社は、

「当社で従業員の給与から国民年金保険料を控除し、納付していたということは無い。」と回答している上、前記の加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間②において勤務していたとする事業所名称、事業主名及び元同僚の氏名を記憶していないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立期間②に係る給与からの保険料控除の実態及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 59 年 7 月まで

私は、昭和 47 年 4 月以降、夫が事業主である会社で A（業務）を担当しており、その後、夫が事業主である別の会社で厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していた。また、申立期間内には夫が保険料納付済みと記録されているのに、私は保険料未納と記録されている部分があり、経理事務を全て行っていた私としては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B（地名）ナンバーの自動車が欲しいという夫の要望をかなえようと車庫証明等のために、昭和 54 年頃に C 市 D から E 区 F へ、自分自身のみが転入届を出した。」と申述しているところ、申立人の戸籍の附票等からは上記申述に係る転出及び転入の届出が行われたことは確認できない上、申立人の特殊台帳では、52 年 3 月に C 市 G へ国民年金被保険者の住所変更が行われた以後に変更は無く、空白になっていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料は納付書により納付していたと申述しているところ、オンライン記録によると、所在が確認できないことを示す「不在決定年月 昭 54.12」と記録されていること、及び所在が確認されたことを示す「不在判明年月 平 15.5」と記録されていることが確認できる。これらのことから、C 市では、昭和 54 年 12 月から平成 15 年 5 月までの期間に不在被保険者であった申立人に対し保険料の収納業務は行えなかったと考えられる上、当該期間のうち昭和 55 年度以降の期間において C 市が申立人に対し保険料の納付書を発行していたとは考え難く、申立

人が申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立人は2冊の年金手帳を所持しており、昭和46年2月12日に発行された国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が同年1月28日と記載されているものの、資格喪失日の記載は無い上、厚生年金保険に加入した際に交付された年金手帳には、厚生年金保険手帳記号番号が記載されているほかに、国民年金の記号番号欄には申立人が自ら記入したと申述する国民年金手帳記号番号が記載されており、住所欄及び国民年金の記録欄には何ら記載されておらず、申立人が所持するいずれの年金手帳においても国民年金被保険者の資格及び住所変更に関する手続が行われた形跡は見当たらない。

加えて、平成15年1月17日現在、申立人の基礎年金番号で管理されている記録は前述の厚生年金保険手帳記号番号のみであるとの内容の社会保険庁（当時）からの通知に対し、申立人は同年2月に社会保険庁に基礎年金番号に未統合であった国民年金手帳記号番号を記載して回答しており、その結果、同手帳記号番号を基礎年金番号に統合する際に不在判明の処理が行われたこと、及び国民年金被保険者の資格喪失日を昭和59年8月17日とする処理が行われたことが推認されることから、申立人は当該統合処理が行われるまで、国民年金から厚生年金保険への切替手続を適切に行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4659

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から同年10月1日まで

私の夫が、A (役職) として勤務していたB社 (現在は、C社) における申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された報酬月額より低額になっている。申立期間の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたB社に係る給与明細書によると、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかし、当該事業所の商業登記簿謄本では、申立人は平成9年3月4日からA (役職) に就任しているところ、C社の事業主は、「申立人は、9年1月1日の入社当初からA (役職) 待遇であった。」と回答しており、B社の元D (役職) は、「申立人は、入社当初から、社長の業務をしていた。」と供述している。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者 (申立人) が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 3 日から 37 年 4 月 16 日まで
② 昭和 37 年 4 月 16 日から 45 年 2 月 21 日まで

私は、A社B工場及びC社の勤務期間について脱退手当金が支給されていると社会保険事務所（当時）から説明を受けたが、脱退手当金の請求手続を行った記憶が無く、受給した記憶も無いので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間②に勤務したC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年7月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間①の前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の期間は1か月と短期間である上、厚生年金保険被保険者記号番号が別の記号番号となっており、申立人も当該未請求の期間について、あまり記憶が無いと供述していることから、申立人が、脱退手当金を請求する際に、当該未請求の期間を含めなかったとしても不自然とは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月頃から 58 年 3 月頃まで

私は、昭和 57 年 12 月頃から 58 年 3 月頃まで、A市にあったB事業所に正社員として勤務していた。給与明細書等は紛失しており、証拠となる資料は無いが、この期間、厚生年金保険に加入していたはずであり、加入記録が無いことは納得できないので、調査して加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 12 月頃から 58 年 3 月頃まで、A市にあったB事業所に正社員として勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、A市に所在していた「B事業所」及び当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において、「B事業所」及び当該事業所に類似する名称の商業登記は確認できない。

また、申立人は、当該事業所の社員は事業主、その兄弟及び申立人の4人であり、C（業務）を主な業務としていたと供述していることから、D協同組合及びA市商工会議所に対し当該事業所の加入の有無について確認したが、いずれも確認できない上、申立人は、当該事業所の事業主及びその兄弟の氏名の一部しか記憶しておらず、個人を特定することはできないことから、事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態は確認できない。

さらに、申立人が供述する当該事業所の社員数は4人であり、当該事業所は従業員が5人未満の事業所であることから、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所の要件を満たしていなかったことが推認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 7 日まで
私の、A社（現在は、B社）における申立期間の標準報酬月額が、給与支給額と相違しているように思う。申立期間に係る給与明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与明細書により、申立期間において、保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又はこれを下回っていることが確認できることから、申立期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 9 月 30 日まで
③ 昭和 41 年 6 月頃から 42 年 9 月頃まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB事業所、申立期間③はC社の経営する「D事業所」と「E事業所」にそれぞれ勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 31 日までA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は昭和 38 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①は適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、当該事業所の事業主の所在は不明であり、申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は当該事業所の給与明細書等を所持していない上、当該事業所における元同僚を記憶していないことから、当該事業所において申立人とほぼ同一の厚生年金保険被保険者記録を有する元同僚に照会したところ、その元同僚は、「申立人のことはよく覚えていない。自分自身の厚生年金保険のことも全く覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び申立期間①の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 9 月 30 日まで B 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、当該事業所の事業主の所在は不明であり、申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は当該事業所の給与明細書等を所持していない上、当該事業所における元同僚を記憶していないことから、当該事業所において申立人とほぼ同一の厚生年金保険被保険者記録を有する元同僚に照会したところ、その元同僚は、「申立人のことはよく覚えていない。自分自身の厚生年金保険のことも全く覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び申立期間②の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和 41 年 6 月頃から 42 年 9 月頃まで C 社の経営する『D 事業所』及び『E 事業所』という事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、C 社は、「当社は、『D 事業所』及び『E 事業所』という事業所は経営していない。申立人の在籍状況についても確認できない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間③当時の同僚を記憶していないため、元同僚等への調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、C 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
私の年金記録において、申立期間が脱退手当金支給済期間となっている。当時、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、脱退手当金を受給した記憶も無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度が創設され、公的年金制度相互間の通算調整が実施されており、申立人は、当該事業所の資格喪失後の昭和 43 年 4 月 1 日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているものの、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母が加入手続及び保険料納付をしていた旨供述していることから、申立人が公的年金を継続する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。